

愛知県地域防災計画(原子力災害対策計画)

新 旧 対 照 表

2026年6月修正

原子力災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年5月修正)	修正 (2026年6月修正)	備考																																																																																				
	<p>この計画で用いている用語の定義は、次のとおりである。 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>米国NEI</td> <td>America Nuclear Energy Institute アメリカ原子力エネルギー協会</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>P P A</td> <td>Plume Protection Planning Area 放射線物質を含んだプルーム通過時の被ばく（特に吸引による内部被ばく）を避けるための防護を実施する地域。</td> </tr> </table>	米国NEI	America Nuclear Energy Institute アメリカ原子力エネルギー協会	P P A	Plume Protection Planning Area 放射線物質を含んだプルーム通過時の被ばく（特に吸引による内部被ばく）を避けるための防護を実施する地域。	<p>この計画で用いている用語の定義は、次のとおりである。 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	表記の整理																																																																																
米国NEI	America Nuclear Energy Institute アメリカ原子力エネルギー協会																																																																																						
P P A	Plume Protection Planning Area 放射線物質を含んだプルーム通過時の被ばく（特に吸引による内部被ばく）を避けるための防護を実施する地域。																																																																																						
	第1編 総則	第1編 総則																																																																																					
	第1章 計画の目的・方針	第1章 計画の目的・方針																																																																																					
	第2節 計画の性格及び基本方針	第2節 計画の性格及び基本方針																																																																																					
2	<p>(略)</p> <p>(3) 県民の生命、身体及び財産を守るため、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。</p> <p>なお、原子力災害に係る対策における専門的・技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」(平成24年12月3日告示)を十分に尊重するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 県民の生命、身体及び財産を守るため、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。</p> <p>なお、原子力災害に係る対策における専門的・技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」(令和7年10月3日一部改正)を十分に尊重するものとする。</p>	原子力災害対策指針を踏まえた修正																																																																																				
	第4節 災害の想定	第4節 災害の想定																																																																																					
3	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">美浜発電所</td> <td rowspan="3">関西電力株式会社</td> <td rowspan="3">福井県三方郡美浜町丹生</td> <td>1号機</td> <td>2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>3号機</td> <td>定期点検中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">大飯発電所</td> <td rowspan="4">関西電力株式会社</td> <td rowspan="4">福井県大飯郡おおい町大島</td> <td>1号機</td> <td>2019.12.11 廃止措置計画認可・廃止措置中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>2019.12.11 廃止措置計画認可・廃止措置中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>3号機</td> <td>運転中 (118.0万kW)</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>4号機</td> <td>運転中 (118.0万kW)</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">高浜発電所</td> <td rowspan="4">関西電力株式会社</td> <td rowspan="4">福井県大飯郡高浜町田ノ浦</td> <td>1号機</td> <td>運転中 (82.6万kW)</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>運転中 (82.6万kW)</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>3号機</td> <td>定期点検中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>4号機</td> <td>運転中 (87.0万kW)</td> <td>加圧水型</td> </tr> </table>	美浜発電所	関西電力株式会社	福井県三方郡美浜町丹生	1号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型	2号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型	3号機	定期点検中	加圧水型	大飯発電所	関西電力株式会社	福井県大飯郡おおい町大島	1号機	2019.12.11 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型	2号機	2019.12.11 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型	3号機	運転中 (118.0万kW)	加圧水型	4号機	運転中 (118.0万kW)	加圧水型	高浜発電所	関西電力株式会社	福井県大飯郡高浜町田ノ浦	1号機	運転中 (82.6万kW)	加圧水型	2号機	運転中 (82.6万kW)	加圧水型	3号機	定期点検中	加圧水型	4号機	運転中 (87.0万kW)	加圧水型	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">美浜発電所</td> <td rowspan="3">関西電力株式会社</td> <td rowspan="3">福井県三方郡美浜町丹生</td> <td>1号機</td> <td>2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>3号機</td> <td>運転中 (82.6万kW)</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">大飯発電所</td> <td rowspan="4">関西電力株式会社</td> <td rowspan="4">福井県大飯郡おおい町大島</td> <td>1号機</td> <td>2019.12.11 廃止措置計画認可・廃止措置中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>2019.12.11 廃止措置計画認可・廃止措置中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>3号機</td> <td>運転中 (118.0万kW)</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>4号機</td> <td>定期検査中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">高浜発電所</td> <td rowspan="4">関西電力株式会社</td> <td rowspan="4">福井県大飯郡高浜町田ノ浦</td> <td>1号機</td> <td>運転中 (82.6万kW)</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>定期検査中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>3号機</td> <td>運転中 (87.0万kW)</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>4号機</td> <td>運転中 (87.0万kW)</td> <td>加圧水型</td> </tr> </table>	美浜発電所	関西電力株式会社	福井県三方郡美浜町丹生	1号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型	2号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型	3号機	運転中 (82.6万kW)	加圧水型	大飯発電所	関西電力株式会社	福井県大飯郡おおい町大島	1号機	2019.12.11 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型	2号機	2019.12.11 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型	3号機	運転中 (118.0万kW)	加圧水型	4号機	定期検査中	加圧水型	高浜発電所	関西電力株式会社	福井県大飯郡高浜町田ノ浦	1号機	運転中 (82.6万kW)	加圧水型	2号機	定期検査中	加圧水型	3号機	運転中 (87.0万kW)	加圧水型	4号機	運転中 (87.0万kW)	加圧水型	時点修正
美浜発電所	関西電力株式会社				福井県三方郡美浜町丹生	1号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型																																																																															
						2号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型																																																																															
		3号機	定期点検中	加圧水型																																																																																			
大飯発電所	関西電力株式会社	福井県大飯郡おおい町大島	1号機	2019.12.11 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型																																																																																		
			2号機	2019.12.11 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型																																																																																		
			3号機	運転中 (118.0万kW)	加圧水型																																																																																		
			4号機	運転中 (118.0万kW)	加圧水型																																																																																		
高浜発電所	関西電力株式会社	福井県大飯郡高浜町田ノ浦	1号機	運転中 (82.6万kW)	加圧水型																																																																																		
			2号機	運転中 (82.6万kW)	加圧水型																																																																																		
			3号機	定期点検中	加圧水型																																																																																		
			4号機	運転中 (87.0万kW)	加圧水型																																																																																		
美浜発電所	関西電力株式会社	福井県三方郡美浜町丹生	1号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型																																																																																		
			2号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型																																																																																		
			3号機	運転中 (82.6万kW)	加圧水型																																																																																		
大飯発電所	関西電力株式会社	福井県大飯郡おおい町大島	1号機	2019.12.11 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型																																																																																		
			2号機	2019.12.11 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型																																																																																		
			3号機	運転中 (118.0万kW)	加圧水型																																																																																		
			4号機	定期検査中	加圧水型																																																																																		
高浜発電所	関西電力株式会社	福井県大飯郡高浜町田ノ浦	1号機	運転中 (82.6万kW)	加圧水型																																																																																		
			2号機	定期検査中	加圧水型																																																																																		
			3号機	運転中 (87.0万kW)	加圧水型																																																																																		
			4号機	運転中 (87.0万kW)	加圧水型																																																																																		
	第5節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準	第5節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準																																																																																					

原子力災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年5月修正)	修正 (2026年6月修正)	備考
15	<p>(略)</p> <p>警戒事態を判断するEAL <u>(⑭に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>⑭ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合</u> <u>⑮ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</u></p>	<p>(略)</p> <p>警戒事態を判断するEAL <u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u> <u>⑭ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</u></p>	原子力災害対策指針を踏まえた修正
24	<p>(略)</p> <p>警戒事態を判断するEAL <u>(④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>④ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合</u> <u>⑤ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</u></p>	<p>(略)</p> <p>警戒事態を判断するEAL <u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u> <u>④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</u></p>	原子力災害対策指針を踏まえた修正
27	<p>(略)</p> <p>警戒事態を判断するEAL <u>(⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>⑧ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合</u> <u>⑨ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</u></p>	<p>(略)</p> <p>警戒事態を判断するEAL <u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u> <u>⑧ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</u></p>	原子力災害対策指針を踏まえた修正
32	<p>(略)</p> <p>警戒事態を判断するEAL <u>(③に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>③ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合</u> <u>④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</u></p>	<p>(略)</p> <p>警戒事態を判断するEAL <u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u> <u>③ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</u></p>	原子力災害対策指針を踏まえた修正
	第2編 災害予防	第2編 災害予防	
	第1章 放射性物質災害予防対策	第1章 放射性物質災害予防対策	

原子力災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年5月修正)	修正 (2026年6月修正)	備考
	第4節 原子力災害に対応する医療機関の把握	第4節 原子力災害に対応する医療機関の把握	
41	<u>放射線被ばく者</u> の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、県及び市町村は、あらかじめ専門医を置く国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の県外の原子力災害拠点病院等の連絡先の把握に努めるものとする。	<u>被ばく傷病者等</u> の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、県及び市町村は、あらかじめ専門医を置く国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の県外の原子力災害拠点病院等の連絡先の把握に努めるものとする。	原子力災害対策指針を踏まえた修正
	第2章 原子力災害予防対策	第2章 原子力災害予防対策	
	第8節 健康被害防止に係る整備	第8節 健康被害防止に係る整備	
45	4 <u>スクリーニング及び人体の除染</u>の体制の整備 県及び市町村は、 <u>スクリーニング及び人体の除染</u> が迅速に実施できるよう、体制の整備を図る。	4 <u>避難退域時検査及び簡易除染</u>の体制の整備 県及び市町村は、 <u>避難退域時検査及び簡易除染</u> が迅速に実施できるよう、体制の整備を図る。	原子力災害対策指針を踏まえた修正
46	5 原子力災害医療調整官の配置 県は、災害時に、 <u>被ばくに係る傷病者</u> の搬送先の指示等を行う原子力災害医療調整官をあらかじめ定めておく。	5 原子力災害医療調整官の配置 県は、災害時に、 <u>被ばく傷病者等</u> の搬送先の指示等を行う原子力災害医療調整官をあらかじめ定めておく。	原子力災害対策指針を踏まえた修正
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策	
	第2章 放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策	第2章 放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策	
	第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	
55	2 事故等の発生に係る<u>文部科学省</u>への届出 事業者は、1の事態が生じた場合、遅滞なく <u>文部科学省</u> へ届出を行う。	2 事故等の発生に係る<u>原子力規制庁</u>への届出 事業者は、1の事態が生じた場合、遅滞なく <u>原子力規制庁</u> へ届出を行う。	原子力災害対策指針を踏まえた修正
	第3節 警戒区域の設定及び住民等の立入り制限、避難誘導等の措置	第3節 警戒区域の設定及び住民等の立入り制限、避難誘導等の措置	
56	2 周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け 県警察は、市町村と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護 <u>活動</u> を行うものとする。	2 周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け 県警察は、市町村と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護 <u>措置</u> を行うものとする。	原子力災害対策指針を踏まえた修正
	第10節 医療関係活動	第10節 医療関係活動	
57	(1) 県及び市町村は、放射線被ばく及び <u>放射能汚染</u> の可能性が認められるような場合は、 <u>スクリーニング及び除染等</u> の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。 (2) 県及び市町村は、 <u>放射線被ばく者</u> の措置については、 <u>スクリーニン</u>	(1) 県及び市町村は、放射線被ばく及び <u>汚染</u> の可能性が認められるような場合は、 <u>避難退域時検査及び簡易除染</u> の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。 (2) 県及び市町村は、 <u>被ばく傷病者等</u> の措置については、 <u>避難退域時検</u>	原子力災害対策指針を踏まえた修正

原子力災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年5月修正)	修正 (2026年6月修正)	備考
	<u>グ及び除染等</u> の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害に対応する医療機関に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。	<u>査及び簡易除染</u> の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害に対応する医療機関に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。	
	第3章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	第3章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	
58	<p>■基本方針 (略)</p> <p>○ 地震、風水害等の大規模災害に伴い原子力災害が発生した場合は、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護<u>活動</u>、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることから、県地域防災計画の地震災害対策計画又は風水害等災害対策計画も踏まえて対処するものとする。</p>	<p>■基本方針 (略)</p> <p>○ 地震、風水害等の大規模災害に伴い原子力災害が発生した場合は、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護<u>措置</u>、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることから、県地域防災計画の地震災害対策計画又は風水害等災害対策計画も踏まえて対処するものとする。</p>	原子力災害対策指針を踏まえた修正
	第6節 県民等に対する屋内退避、避難指示	第6節 県民等に対する屋内退避、避難指示	
61	<p>4 周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け</p> <p>県警察は、市町村と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護<u>活動</u>を行うものとする。</p>	<p>4 周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け</p> <p>県警察は、市町村と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護<u>措置</u>を行うものとする。</p>	原子力災害対策指針を踏まえた修正
	第8節 医療関係活動	第8節 医療関係活動	
62	<p>(1) 県及び市町村は、放射線被ばく及び<u>放射能汚染</u>の可能性が認められるような場合は、<u>スクリーニング及び除染等</u>の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。</p> <p>(2) 県及び市町村は、<u>放射線被ばく者</u>の措置については、<u>スクリーニング及び除染等</u>の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害に対応する医療機関に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。</p>	<p>(1) 県及び市町村は、放射線被ばく及び<u>汚染</u>の可能性が認められるような場合は、<u>避難退域時検査及び簡易除染</u>の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。</p> <p>(2) 県及び市町村は、<u>被ばく傷病者等</u>の措置については、<u>避難退域時検査及び簡易除染</u>の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害に対応する医療機関に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。</p>	原子力災害対策指針を踏まえた修正
	第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策	第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策	
65	<p>■基本方針 (略)</p> <p>○ 地震、風水害等の大規模災害時に県外の原子力発電所等に係る事故等が発生した場合には、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護<u>活動</u>、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることから、県地域防災計画の地震災害対策計画又は風水害等災害対策計画も踏まえて対処するものとする。</p>	<p>■基本方針 (略)</p> <p>○ 地震、風水害等の大規模災害時に県外の原子力発電所等に係る事故等が発生した場合には、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護<u>措置</u>、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることから、県地域防災計画の地震災害対策計画又は風水害等災害対策計画も踏まえて対処するものとする。</p>	原子力災害対策指針を踏まえた修正
	第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	
67	4 気象情報の提供	4 気象情報の提供	原子力災害

原子力災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年5月修正)	修正 (2026年6月修正)	備考
	名古屋地方気象台は、県から4原子力事業者の県外の原子力発電所等における異常時の通報を受けた場合、必要に応じて放射能影響の早期把握に資する防災気象情報を県に提供するものとする。	名古屋地方気象台は、県から4原子力事業者の県外の原子力発電所等における異常時の通報を受けた場合、必要に応じて放射線被ばくの影響の早期把握に資する防災気象情報を県に提供するものとする。	対策指針を踏まえた修正
	第7節 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動	第7節 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動	
70	2 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導 (略) (3) 県警察は、市町村が上記(2)の措置を講ずる場合、当該市町村と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する屋内退避、避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を行うものとする。	2 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導 (略) (3) 県警察は、市町村が上記(2)の措置を講ずる場合、当該市町村と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する屋内退避、避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護措置を行うものとする。	原子力災害対策指針を踏まえた修正
	第8節 医療関係活動	第8節 医療関係活動	
71	(1) 県及び市町村は、放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。 (2) 県及び市町村は、放射線被ばく者が生じた場合には、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院等に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。	(1) 県及び市町村は、放射線被ばく及び汚染の可能性が認められるような場合は、避難退域時検査及び簡易除染の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。 (2) 県及び市町村は、被ばく傷病者等が生じた場合には、避難退域時検査及び簡易除染の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院等に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。	原子力災害対策指針を踏まえた修正
	第12節 飲料水・食品等の摂取制限等	第12節 飲料水・食品等の摂取制限等	
73	(略) ※1 新たな基準値では、福島原発事故後に放出されたと考えられる放射性物質のうち、半減期が1年以上のすべての核種(セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106)を考慮。 放射性物質を含む食品からの被ばく線量は、セシウム以外の核種は測定に非常に時間がかかるため、新たな基準値では、セシウムと他の核種の比率を用いて、移行経路ごとに放射性セシウムとの比率を算出し、合計して年間1ミリシーベルトを超えないように設定。	(略) ※1 新たな基準値では、福島原発事故後に放出されたと考えられる放射性物質のうち、半減期が1年以上のすべての核種(セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106)を考慮。 放射性物質を含む食品からの放射性核種濃度は、セシウム以外の核種は測定に非常に時間がかかるため、新たな基準値では、セシウムと他の核種の比率を用いて、移行経路ごとに放射性セシウムとの比率を算出し、合計して年間1ミリシーベルトを超えないように設定。	原子力災害対策指針を踏まえた修正
	第4編 災害復旧	第4編 災害復旧	
	第9節 災害地域に係る記録等の作成	第9節 災害地域に係る記録等の作成	
78	1 災害地域住民の記録 市町村は、避難及び屋内避難措置をとった住民に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等を記録する。	1 災害地域住民の記録 市町村は、避難、一時移転及び屋内退避等の防護措置をとった住民に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等を記録する。	原子力災害対策指針を踏まえた修正